

## 稲門合気道会 慶弔規程

### 第1条 (目的)

本規程は、稲門合気道会（以下OB会という）の慶弔関係の概則について定める。

### 第2条 (会員の慶事)

- (1) OB会会員（以下単に会員という）が結婚する場合は、OB会名の祝電を贈る。

但し、会員本人または学年幹事等を通して予めOB会に要請がある場合に限る。

- (2) 前項以外に会員本人に叙勲その他顕著な慶事がある場合は、常任幹事会の議決によってOB会として必要な慶意を表す。

### 第3条 (会員親族の慶事)

会員の親族に叙勲その他顕著な慶事がある場合は、OB会名の祝電を贈る。但し、会員本人または学年幹事等を通して予めOB会に要請がある場合に限る。

### 第4条 (会員の弔事)

- (1) 会員が死亡した場合は、OB会名をもって次の各号の給付等を行なう。

- 1) OB会役員死亡（会長、副会長、顧問、常任幹事）

イ、弔電

ロ、生花又は花輪

- 2) 前号以外の会員死亡

イ、弔電

ロ、生花又は花輪

- (2) 生前OB会運営に顕著な功績のあった物故会員の遺族から、OB会宛当該会員の法要等の案内があった場合には、OB会長（又は副会長）の判断によってOB会として必要な弔意を表す。

### 第5条 (会員親族の弔事)

会員の親族が死亡した場合は、OB会名の弔電を送る。但し、会員本人または学年幹事等を通して予めOB会に要請がある場合に限る。尚、当該会員が弔電に追加してOB会名の生花等供物を希望する場合は、予めOB会長（又は副会長）の承諾を得た上で、原則として自己負担でこれを葬儀に供することができる。

#### 第6条（合気道部役員・現役部員に対する見舞金等）

- (1) 早稲田大学合気道部（以下単に合気道部という）の活動に直接起因して合気道部役員（部長・師範・監督・コーチ等）又は現役部員が死亡し、又は傷病を被った場合は常任幹事会の議決によってOB会として必要な給付の措置を講ずる。

合気道部役員又は合気道部現役部員が前項以外の事由によって死亡した場合は、常任幹事会の議決によってOB会として必要な弔意を表す。

#### 第7条（合気道部役員・現役部員の慶事）

合気道部役員・現役部員の慶事に関しては、本規程第2条・第3条の規程を準用する。

#### 第8条（交流団体の慶弔）

OB会の各種交流団体から慶事・弔事に関してOB会宛て正式な案内があった場合は、OB会長（又は副会長）の判断によって、その都度OB会として必要な措置を講じる。

#### 第9条（本規程の運用）

OB会の慶弔関係について、本規程に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項に関しては、常任幹事会でこれを決定する。

#### 第10条（本規程の変更）

本規程の変更は、OB会総会の議決による。

#### 附則

本規程は平成4年4月1日より施行する。

本規程は平成26年5月17日より施行する。